

相模国府研究の現状

——発掘調査成果による大住府についての検討(一)——

國 平 健 三

一 はじめに

大宝律令施行(七〇一、二年)後の、平城宮を中核とした中央集権体制は、各国に国府を置いて地方統治の拠点にした。その拠点となる国府の設置は、和銅から養老年間(七〇八～七三三年)にかけての八世紀第1四半期であったとみられている。国府以前にも国評里制に基づく評家があったとされるが、その実態はまだ定かでない。

平城京長屋王邸宅からは「相模国高座郡美濃里秦大^(費)□」和銅七年十月、「相模国高座郡」美濃里□一升□勺」と記した木簡が出土している⁽¹⁾。このころには中央からの出先機関である国府が存在して

いて、そこを通して物資が中央へ送られていたと考えられるが、その相模国の国府がどこに存在していたのが問題になってくる。

相模国府の所在については、源順(九一一～九八三年)が編修した『和名類聚抄』巻第五(九三五年)は「国府在大住郡」と記してい

る。橘忠兼の『伊呂波(色葉)字類抄』による原典を補充した長寛年間(一一六三～一六五年)の初稿(二巻)本は「大住府」とあるが、鎌倉時代初期までの増補本(十巻)は「余綾^{ユルキ}府」に変わっている。

文献でみる相模国府は大住郡から余綾郡へ変遷しており、九三五年の平安時代中期には大住郡に在ったことを明確に示している。

二 相模国府の研究と問題点

文献で知りえる九三五年代の大住府が、国府成立期からのものであったのか、それとも平安時代中期に変遷を経て成ったのか、そして、どのような構造の施設であったのが問題になる。

相模国府の所在地と変遷については、先学の多くの研究がある。

その研究史は国立歴史民俗博物館が行なった共同研究「古代の国府の研究」に集約されているので(同館研究報告第一〇集)⁽²⁾、ここでは各論の詳細な内容は省略させてもらう。各論の内容を大別すると、

(1)大住→余綾郡説、(2)足(柄)下→大住→余綾郡説、(3)高座→大住→余綾郡説に分けられ、(2)と(3)が文献では確認できない、足下郡と高座郡を前においた三遷説を唱えるのである。

このなかで、近年の調査研究による動向をふまえて例示すると、(1)は文献が示すとおりの変遷で、最初の所在場所を平塚市域として、次の余綾府を大磯町に求めるものである。平塚市域での最近の発掘成果は、このことを雄弁に物語る資料が出土しはじめている。

ここでは、その発掘成果を中心として、初期国府としての大住府の状況を検討するものである。

(2)は木下良氏に代表されるもので、『延喜式』以前の東海道コースにのる畿内寄りにあって、「国府津」、「光海」らの地名を残す小田原市に求める。その国府の一部にあたるのが下曾我遺跡であり、「国府津」を国府の外港として、千代廃寺が初期の国分寺であったとする⁽³⁾。

(3)をとるのが筆者の見解で、(2)では国分尼寺の存在を認めがたいこと、千代廃寺と海老名国分僧寺に算かれた瓦の作り方を検討して海老名国分僧寺が天平一三(七四一)年の国分寺建立の詔で創建されたものとし、その僧寺の屋瓦は御浦郡(三浦半島)で生産され、相模湾から相模川を遡るコースの水運で持ち込んだとする。そして、相模川に合流する目久尻川の上流にある綾瀬市宮久保遺跡の井戸址から出土した「鎌倉郷鎌倉里軽マ□寸稲 天平五年九月」⁽⁴⁾田令軽マ^(部)麻呂^(部)郡稲長軽マ^(部)真國^(部)の木簡を鎌倉郡衙が国府へ進納した出挙稲の付札とし、その目久尻川の上流で僧寺域を通じて流れる逆川が国府へ物資を運んだ運河とみなし、僧寺の北側にある尼寺の北方(第一図)に国分寺建立期に関する初期国府が天平五(七三三)年頃には存在したとする⁽⁴⁾。また国府の付属寺院を漢(湧)河寺であるとし、『日本三代實録』巻四十の元慶五(八八二)年十月三日条に「相模國言。



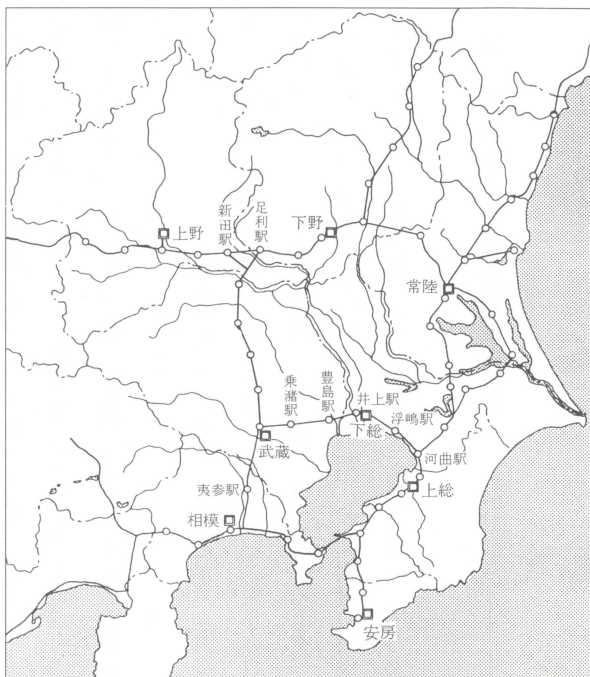
第1図 高座郡初期国府説による国府位置と寺院の関係 (『えびなの歴史』第2号より転載)

国分寺金色薬師丈六像一軀。挾持菩薩像二軀。元慶二年九月廿九日遭「地震」。悉摧破。其後失火焼損。望請改造。以修「御願」。又依「太政官去貞観十五年七月廿八日符」。以「漢河寺」為「國分尼寺」。而同日地震。堂舎頽壞。請仍舊以「本尼寺」。為「國分尼寺」。詔並許之」とある内容は、漢(湧)河寺が国宮の官寺であったからこそ国分尼寺を仮りの移転場所として許したわけであり、その漢河寺も元慶二(八七八)年九月二十九日の地震で倒壊したために尼寺が元の地へ移されたのであり、国府付属寺院の漢河寺が国府の移転に伴って移ったのが平塚市の四之宮下郷廃寺である、とする考えである。そうであるならば、大住郡の平塚市へ国府が変遷したのは九世紀後半のことであり、『和名類聚抄』巻第五(九三五年)の「国府在大住郡」とする記事が九世紀後半から一〇世紀にかけての状況とある程度の整合性をもつ、と考えた。しかし、これは大住府の前に初期国府が高座郡に在ったとする状況的な推考であって、国庁ないし国府関連の遺構を検出しての論証ではないところに弱点がある。

以上の大別した三説において、国府と国分寺の関連性を視野にすえた(一)・(三)説では、国分寺の創建期が問題になる。まず(一)説では、前場幸治氏の国分寺古瓦研究とも関係して、七世紀末に創建された豪族の氏(私)寺であった千代廃寺が国分寺建立の詔が発せられた段階で国分寺に転用されたもので、弘仁一〇(八一九)年の火災によって海老名市の国分寺へと移ったとされる⁽⁵⁾。

そうだとすると、国分寺とは僧寺と尼寺の二寺をさし、千代廃寺

を僧寺とした場合の、尼寺が小田原市に存在しているであろうか。現状では尼寺の存在は確認されていないし、千代廃寺のみで二寺を兼ねたとは考えられないことである。そこで、国分寺建立期段階での千代廃寺の建物構造が問題になる。東大寺式伽藍配置をとると想定されているが、出土している屋瓦のなかで国分寺建立期段階に算かれたものは意外に少なく、大半は白鳳期と平安時代のもので占められる。しかし、こうした傾向を示しながらも、金堂と講堂の間で出土したとされる鬼瓦は、武蔵国分寺のものと同范であり、その眉間から鼻にかけて残る范傷の状態からみると、千代廃寺使用の鬼瓦



第2図 7世紀末～宝亀2年の道路体系と国府位置
(註7による)

の范型を武蔵国分寺へ移したことは明らかである。こうした意味では相模国と武蔵国との国分寺間に共有する内容をもっている。⁽⁶⁾問題は、国府と僧・尼寺との関係になってよう。

では、千代廃寺を氏寺から初期国分寺の転用として、弘仁一〇年の海老名国分寺への変遷が成立するのか、という問題に移りたい。

法隆寺式伽藍配置をとる海老名国分僧寺の創建期瓦は、珠文縁単弁五弁蓮華文軒丸瓦と均正唐草文軒平瓦であり、御浦郡の公郷瓦窯で生産された一枚作りのものである。創建期の平瓦に桶巻き作りによる凸面斜格子叩きの千代廃寺系平瓦を若干含みながらも、大半が一枚作りのもので占められている。「桶巻き」から「一枚作り」の造瓦技法になる変換期を須恵器と瓦を併焼した関東地方の窯で調べてみると、八世紀中葉を境にした時期が求められる。⁽⁴⁾このことは海老名国分僧寺も八世紀中葉ころの建立を示すもので、僧寺の北方にある尼寺はそれより遅れた八世紀後半とみられる。そうした場合の、弘仁一〇年の千代廃寺からの国分寺移転説をとると、半世紀ほどの期間はあるような寺院の性格をなしたのか、である。八世紀中葉の氏寺とは考えがたいので、海老名国分寺が建立の詔で建った純然たる国分寺としなければならない。この国分寺創建期に、国府も同じ郡内の高座郡に在ったとするのが、(二)説の内容である。

しかし、木下良氏や中村太一氏が指摘するように、国分尼寺北方の国府推定地では官道コースと国府設定位置とのあり方に他国との共通性が見出せないところに欠点がある。中村氏によると、七世紀

末から宝龜二(七七)年にかけての道路体系は第二図で示すように、いずれかの時期に武蔵国府と下総国府、相模国府―武蔵国府―下総国府を連結する東海・東山道間の駅路が成立し、その国府は官道の分岐点ないしは渡河地点に置かれたとする。その後、宝龜二年から弘仁六(八一五)年にかけて東山道武蔵路と東海道走水コースが廃止され、相模―武蔵―下総―上総国府間の東海道本線に変更される。⁽⁷⁾その相模国府は、最初から大住郡の官道分岐点に在ったとする。

官道コースに合せた大住府の設定は、近年の発掘調査の成果がそのことを示しつつあり(第三図)、その内容を次に検討してみたい。

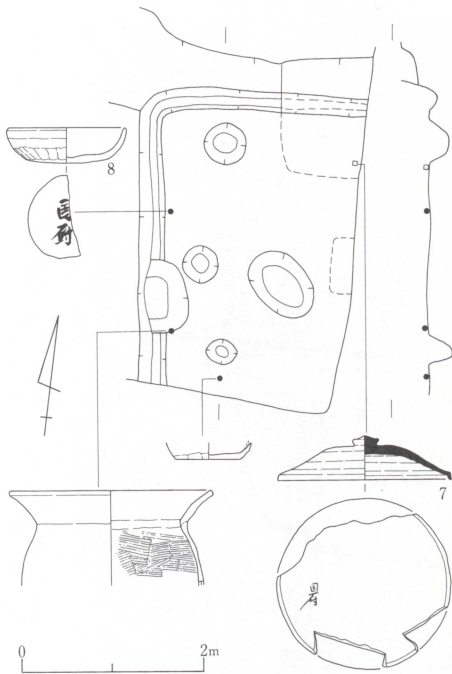
三 大住府による初期国府説の検討

大住府初期国府説は、小島弘義氏が生前に強く主張されていたものである。小島氏自らが生前に発掘していた平塚市の稲荷山A遺跡第一地点の出土品整理がなされていくなかで、「国厨」と墨書された土器の存在が明らかになったのは、氏の死後のことであった。国厨とは国府施設に伴う厨房のこと、で、「国厨」の墨書文字が一号竪穴住居址の土師器環(第六図8)と須恵器蓋(7)にみられた(第四図)。また同遺跡の三号竪穴住居址において、人面墨書(第六図1・2)や「大住厨」(5)、「大厨」(6)、「大」(4)、「主」などの墨書文字が土師器環にみられ、遺構確認時出土の土師器環のなかにも「国厨」の墨書(11・12)が含まれていた(第七図)。また国道一二九号線を挟んだ、

稲荷前A遺跡第三地点一号掘立柱建物の柱穴からは「旧鼓一」と墨書された土師器甕の胴部片が認められ、さらに南側にあたる第二地点二号竪穴住居址では「大住」の墨書環が出土しており(第八図)、遺構外出土の土師器環にも「国厨」の墨書文字がみられた(第七図)。

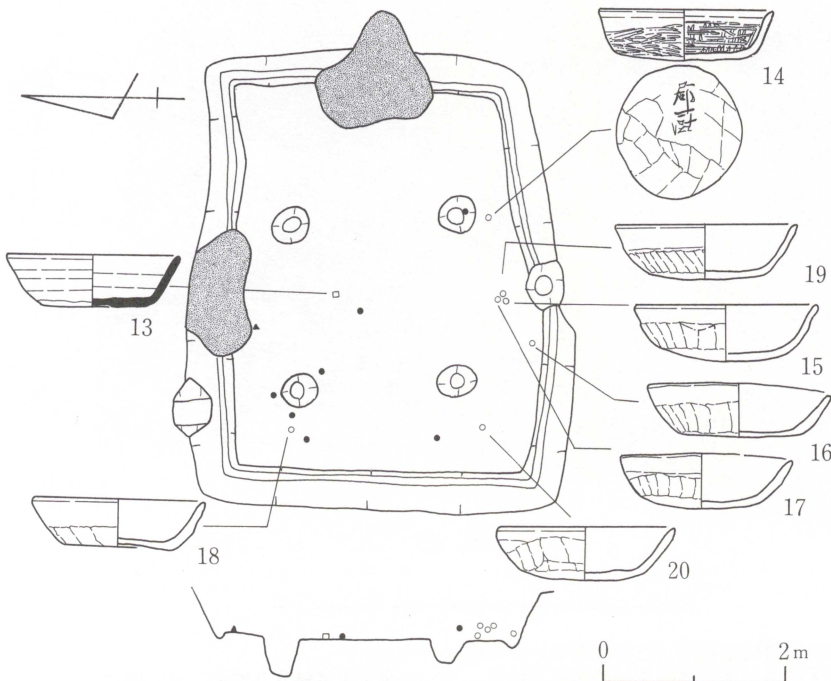
こうした「国厨」・「大住厨」や相模国と武蔵国が貢納した宴会用の調味料とされる鼓(くき)などの墨書土器は、官衙関連施設存在を想像させるもので、これらは竪穴住居や掘立柱建物、溝などが複雑に重複した稲荷前遺跡群一帯で集中して出土してくる。

そして、こうした内容の墨書土器を出す稲荷前遺跡群と近接した神明久保遺跡第一～五地点も竪穴住居と掘立柱建物や溝が複雑に複合した一帯をなしていて、その第一・三地点では鉸貝、銅鈴・石帯、銅製水滴、錠前の牡金具らが羽口や多量の鉄滓と共に出土し、官衙

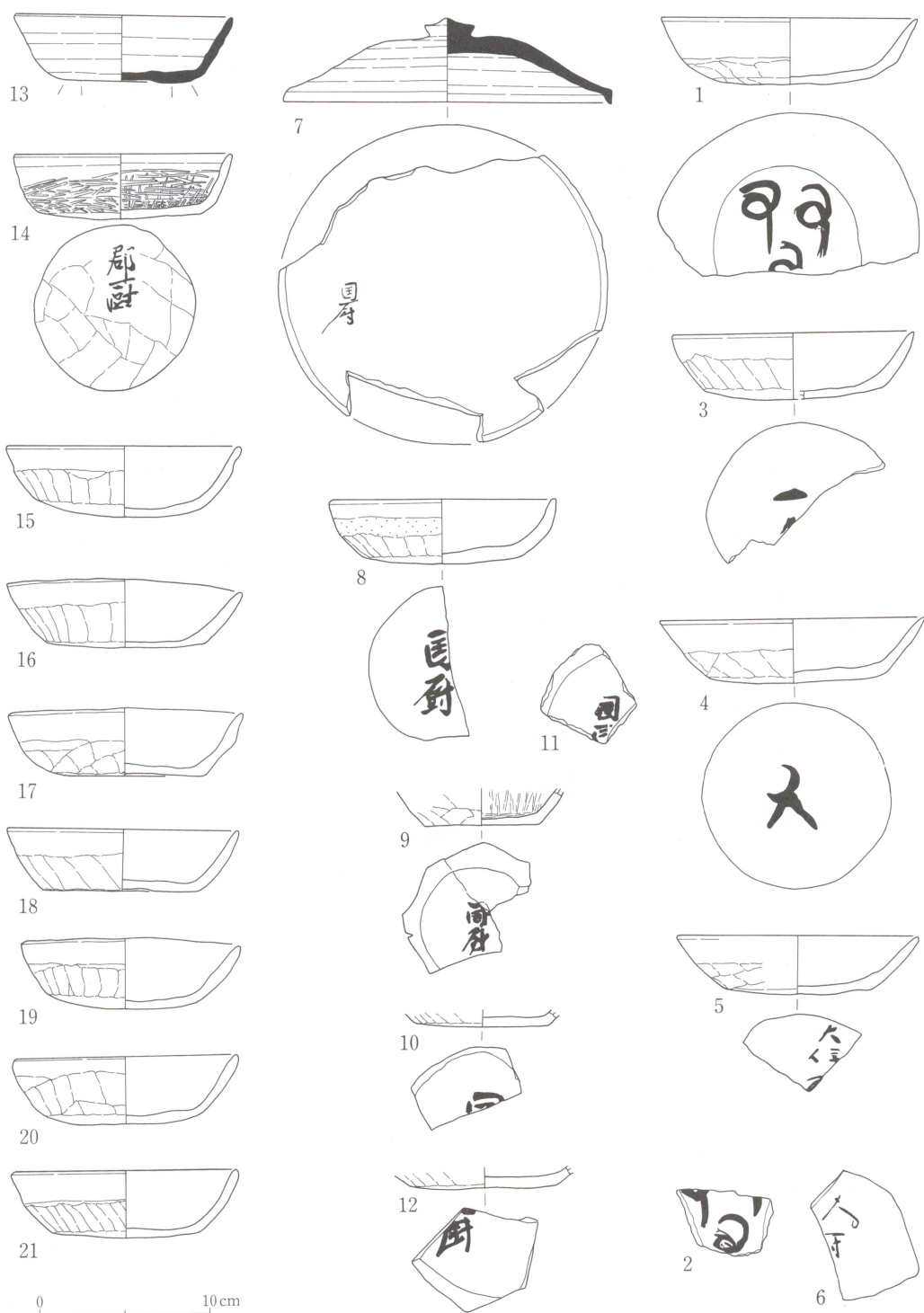


第4図 稲荷前A遺跡第1地点
1号竪穴住居址の遺物出土状態

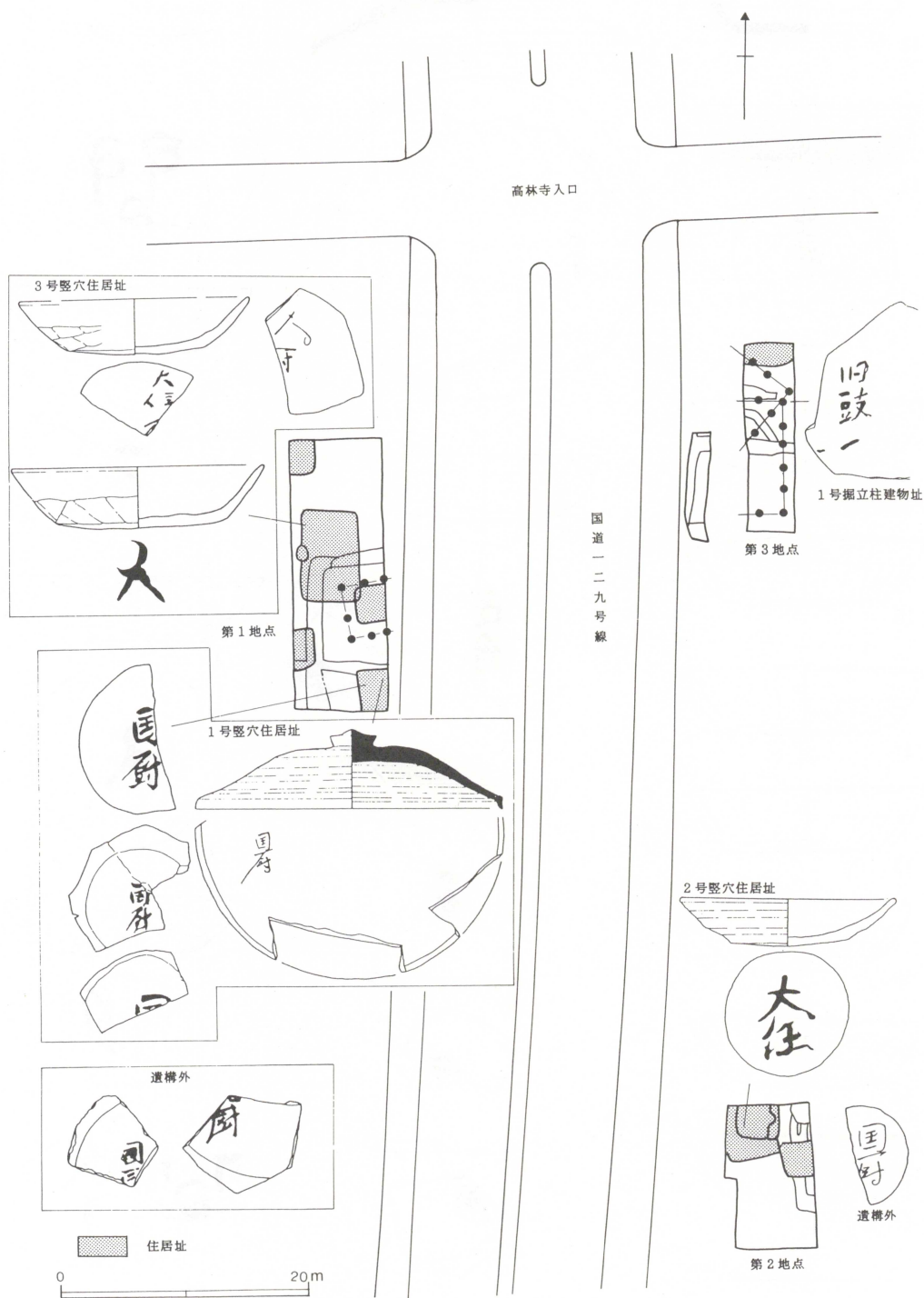
に関連の鍛冶工房址群と考えられている⁽¹¹⁾。また、神明久保遺跡群と稲荷前遺跡群との中間にあたる天神前遺跡八地点の一三号竪穴住居址(第五図)からは、須恵器環(第六図13)や相模型環(15～21)と共に駿東型の土師器環に「郡厨」と墨書したもの(14)が出土している⁽¹²⁾。



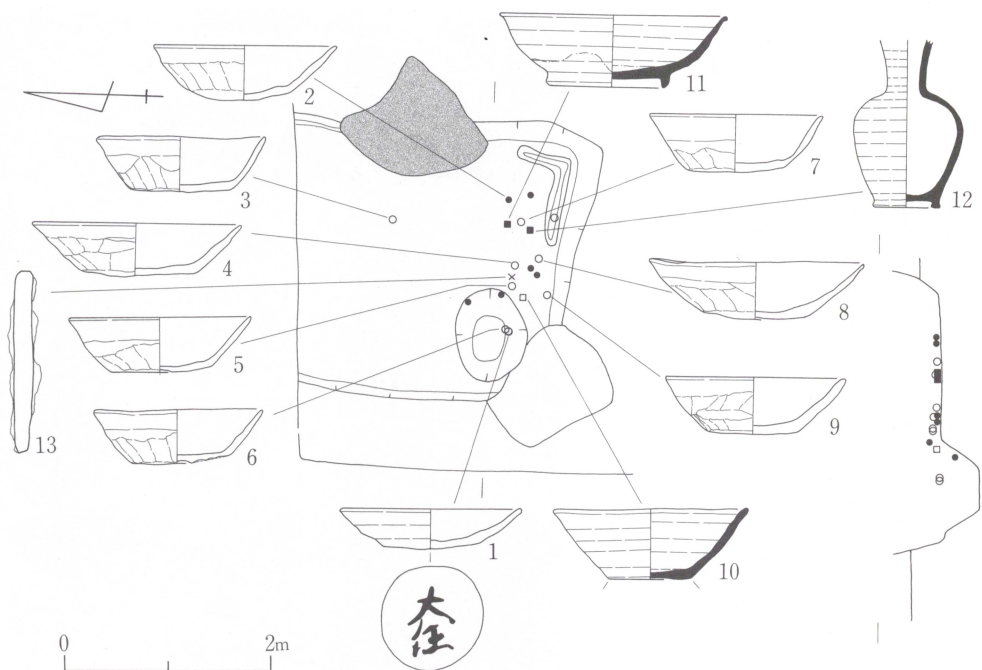
第5図 天神明遺跡第8地点13号竪穴式住居址の遺物出土状態



第6図 「国厨」・「大住厨」・「大厨」・「郡厨」らの墨書土器
 (1～5：稻荷前A遺跡第1地点3号竖穴住居址、7～10：稻荷前A遺跡第1地点1号竖穴住居址
 13～21：天神明遺跡第8地点13号竖穴住居址)



第7図 稲荷前A遺跡にみられる墨書土器（『山王B・大会原遺跡他』より転載）



第8図 稲荷前A遺跡第2地点2号竪穴住居址の遺物出土状態

こうした墨書土器、鉸具、銅鏝・石帯、銅製水滴、錠前の牡金具らの官衙施設を想定するに十分な土器、石製・金属製品らの出土と併せて、天神前遺跡八地点の北側にある山王A遺跡第四地点では、桁行四間(柱間寸法一・一〇メートル)×梁行三間(柱間寸法一・六〇メートル)規模の一号掘立柱建物の柱穴の掘方から甕片を敷き詰めた上に置かれた佐波理匙が出土した⁽¹³⁾。これは全長二六センチをなし、正倉院御物と同じ形態と規格のものである。この佐波理匙と神明久保遺跡第三地点から出土した錠前の牡金具の一部は正倉院御物に類似している⁽¹⁴⁾。この一帯の遺跡と遺物は、役所の施設を考えるうえで非常に重要な資料を提供してくれているのである。

また相模川寄りにある坪ノ内遺跡では、八世紀から九世紀にかけての、東西一二メートル、南北五メートルの竪穴状のなかに鍛冶炉一二基がある鍛冶遺構一棟が検出され(写真一)、官宮工房とみられている⁽¹⁵⁾。

こうした発掘調査の成果を踏まえて、明石新氏は天神前遺跡八地点一三号竪穴住居址の「郡厨」、稲荷前A遺跡第一地点三号竪穴住居址出土の「大住厨」や「大厨」の墨書土器が大住郡衙の厨を指したものであるとして、国府域のなかに大住郡衙も存在したことを示唆するとし、その位置を第三図に示すような、金目川と相模川とに挟まれた砂丘の沖積低地となる中原上宿、天神前、八幡地区の一帯に大住国府域を設定する。そのうえで、相模川右岸の東八幡地区が旧河道域をなしていた区域にあることから、この一帯が国府に付随した「津」の場所にあたるのではないかと想定している⁽¹⁶⁾。



写真1 坪ノ内遺跡の鍛冶遺構（林原利明氏提供）

明石氏が大住郡の平塚市に国府や郡衙をおく理由に、なんら遜色のない考古資料ばかりである。おそらく今後も、発掘調査によってこの傾向をさらに強める資料が増加していくであろう。こうした傾向にあることを前提にして、明石氏の大住国府説を検討してみる。

現在までに公表されている発掘資料のなかで、「国厨」と記した墨書土器で古い年代が与えられるのは、稲荷山A遺跡第一地点一号竪穴住居址出土の土師器環（第六図11）である。法量は口径一三・器高三・八、底径九_チセ_ンをなし、明石氏は八世紀第三四半期に位置づける。そして同住居址出土の「国厨」とある甲斐型模倣環（9）を九世紀第1

四半期とし、住居内での土器の出土状態からみて、「国厨」と記した法量の異なる墨書土器は、八世紀第三四半期から九世紀第1四半期に国府が大住郡に存在したことを物語るものとする。

明石氏は、口径一三・器高三・八、底径九_チセ_ンの法量をなす相模型土師器環を八世紀第三四半期のものとして、住居内床面での土器出土状態（第四図）は、八世紀第三四半期の土器の後に九世紀第1四半期にくる底径七_七・六_チセ_ン台の「国厨」と墨書した相模型環（10）や同時期にある甲斐型模倣環（9）が埋ったもので、八世紀第三四半期に国府が大住郡に在ったことの根拠になるとする^{（17）}。この解釈には無理があるようであり、床面の土器出土状態は古い形態と新しいものとが一括されるもので、法量の違いが時期差となって国府の存続期間に繋がることを意味してはいない、と考える。

すなわち、結果的には同じことになるかもしれないが、「国厨」と書きしるした時点は須恵器蓋も含めた九世紀第1四半期にあって、その墨書した土器群に古い製品も含まれた環境下での事象であったと考えることはできないだろうか。要するに、八世紀第三四半期から九世紀第1四半期にかかる供膳具を備えた国衙関連施設の厨房が在って、その供膳具保管場所で「国厨」と記したのが九世紀第1四半期のことであり、その供膳具の一部を厨房関連施設から持出しえる条件にあったのが一号竪穴住居の住人ではなかったのか、と推測するのである。こうした現象は、遺構外の「国厨」墨書土器（第六図12）や同遺跡第二地点遺構外の「国厨」墨書土器も九世紀前半代にくるこ

とから、九世紀前半に起きたことと考えられないだろうか。

明石氏が八世紀第3四半期とされる口径一三、器高三・八、底径九_{チセン}の法量で「国厨」の墨書文字がある相模型土師器坏(第六図8)を八世紀第3四半期に国府が大住郡に在ったことの資料とするならば、編年的にみて、その法量は天神前遺跡八地点の一三号竪穴住居址の「郡厨」の墨書土器を含んだ相模型坏の一群(第六図15～21)に繋がってくる。これらは口径一三・一～一三・七、器高三・六～四・二、底径八・七～九・五_{チセン}台の一群である。この法量を天平五(七三三)年銘木簡を出土した宮久保遺跡井戸址の土器群と比較すればⅡ群とⅢ群とに相当し、床面や覆土下層のものはⅢ群にくるのが多い。宮久保遺跡ではⅡ群を七六一～七八〇年代、Ⅲ群を七八一～八〇〇年代に位置づけているが、この年代を天神前遺跡八地点一三号竪穴住居址の土器群にあてると、八世紀第4四半期になる。また床面出土の須恵器坏(13)も、この時期のものとみてよいのではないか。

そうすると、国府と郡衙は八世紀第4四半期段階に求められることになるのかというと、「大住厨」・「大」の墨書土器を含む稲荷山A遺跡第一地点三号竪穴住居址の土師器坏(第六図1～5)が問題になる。「大住厨」が大住郡衙の厨を示すことからすると、これらは口径一四～一五・二、器高三・七～三・九、底径一〇・四～一〇・六_{チセン}台の法量をなすことから宮久保遺跡井戸址でのⅠ群土器に対比され、七四一～七六〇年代に位置づけられる。墨書土器から大住郡衙を追えるのは、八世紀第2四半期から八世紀第4四半期のことになる。

四 大住国府の時期と問題点

以上は、「国厨」・「大住厨」・「郡厨」の墨書文字を中心にして、その相伴土器による法量からみた大住国府と郡衙の年代観である。すなわち墨書土器でみる限りでは、大住郡衙は八世紀第2四半期から始まっているが、国府は今のところ九世紀前半を中心とする年代にあるのではないかと考えるのである。

この年代観は稲荷前A遺跡第一地点一號竪穴住居址での土器出土状態の解釈による相違であって、「国厨」をもとにした国府を八世紀第3四半期として捉えるか、それとも墨書した時点での土器の型態差として九世紀前半とみるのかであり、国府そのものを問うことにはならない。問題は八世紀第3四半期ないしは九世紀前半に国府が大住郡の平塚市に存在した可能性が非常に高いことであり、国府と郡衙とが並行する時期があるならば、それらがどのような構成をとっていたかである。今のところ、郡衙や国府に付設される厨が在った場所の可能性を示唆する墨書土器が確認されたわけであるが、その郡庁や国庁の施設に直接関わる墨書文字の発見はまだないし、また、明石氏が想定される第三図での範囲において、現在まで発掘されている遺構の状況が郡衙や国府ないしはそれらに関連する施設にあたりと考えられる構成のものはまだないように思える。出土する遺物の内容と遺構の在り方が、郡衙や国衙施設と無関係のものなのだろうか。このことを、次回で検討することにした。

〔本稿は、当館の総合研究による平成八年度分の成果の一部である。本稿を作成するにあたり、平塚市教育委員会 上原正人、平塚市博物館 明石新、坪ノ内遺跡調査団 林原利明の諸氏からご教示と資料の提供を受けた。また図版の作成にあたっては、佐藤亜佳枝さんのご協力によったことを記し、各氏に謝意を表したい。〕

註・引用文献

- (1) 奈良国立文化財研究所 一九九五『平城京木簡 一——長屋王家木簡 一——』

なお「相模國高座郡美濃里秦大贊」の釈文は、荒井秀規 一九九三「長屋王邸宅跡地出土の高座郡銘木簡について」『神奈川県立博物館だより』通巻 一三二号による。

- (2) 岸 俊男 ほか 一九八六 共同研究「古代の国府の研究」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇集 国立歴史民俗博物館

- (3) 木下 良 一九七四「相模国府の所在地について」『人文研究』五九号 神奈川大学人文学会

- (4) 國平健三 一九九〇・九一「初期相模国府の所在地について——造瓦技法の比較と分布からみた場合——」『えびなの歴史』創刊号・第二号 海老名市史編集委員会

- (5) 前場幸治 一九八〇『古瓦を追って——相模国分寺 千代台廃寺考——』前場幸治 一九八四『国分寺古瓦拓本集 巻一 相模篇』

- (6) 有古重蔵 一九八六「第四節 遺瓦からみた武蔵国分寺」『国分寺市史上巻 国分寺市史編さん委員会』

- (7) 中村太一 一九九五「東国国府の立地と交通路」『國史学』第一五六号 国史学会

中村太一 一九九六「東国駅路網の変遷過程」『日本古代国家と計画

道路』吉川弘文館

- (8) 平塚市教育委員会・平塚市遺跡調査会 一九九三「山王B・稲荷前A遺跡他」平塚市埋蔵文化財シリーズ23

- (9) 平塚市教育委員会・平塚市遺跡調査会 一九九五「山王B・大会原遺跡他」平塚市埋蔵文化財シリーズ27

- (10) 荒井秀規 一九九五「岐と国府」『山王B・大会原遺跡他』所収

- (11) 平塚市遺跡調査会 一九九一「神明久保遺跡第一地点」平塚市埋蔵文化財シリーズ19

- (12) 平塚市教育委員会 一九九六「天神前遺跡——第八地点——」『平塚市埋蔵文化財調査報告書』第13集

- (13) 上原正人 一九九四「平塚市山王A遺跡」『第17回 神奈川県立博物館研究発表会発表要旨』神奈川県考古学会

- (14) 合田芳正 一九九一「平塚市神明久保遺跡出土の錠前について」『平塚市文化財調査報告書』第二六集 平塚市教育委員会

- (15) 林原利明 一九九六「平塚市坪ノ内遺跡」『第20回 神奈川県立博物館研究発表会当日発表要旨』神奈川県考古学会

- (16) 明石 新一 一九九五「相模国府域の様相——国府域内の集落の分析をとおして——」『考古論叢神奈河』第四集 神奈川県考古学会

- (17) 『國史学』第一五六号「シンポジウム 古代東国の国府と景観——相模・武蔵を中心として——」の討論による明石氏の見解である。

- (18) 國平健三・長谷川厚 一九九〇「宮久保遺跡Ⅲ」『神奈川県立埋蔵文化財センター調査報告』15 神奈川県立埋蔵文化財センター

「キーワード」相模国府、大住郡衙、国厨・郡厨墨書土器」